

教育委員会定例会会議録

1 日 時

令和4年11月24日(木)

開会 9時30分

閉会 10時07分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員、
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 上村和弘

次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、

次長(育成支援・社会教育担当) 中川実、次長(研修担当) 水野和久

教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆、

課長補佐兼班長 小林広明

教育財務課 課長 石井紳一郎、課長補佐兼班長 飛鳥井清司、班長 石崎淳

教職員課 課長 野口慎次、班長 水谷匡利

保健体育課 課長 奥田隆行、課長補佐兼班長 横山勝規

5 請願・陳情の付議の結果

	件 名	審議結果
請願9	臨時休校期間等に部活動を停止することを求める請願について	不採択
請願10	職員会議中における部活動の不実施を求める請願について	不採択
請願11	全日本中学校体育大会の出場資格に部活動ガイドラインの遵守を含めることを求める請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第 5 2 号	令和 5 年度教職員人事異動基本方針について	原案可決
議案第 5 3 号	情報公開請求に係る審査請求に対する裁決について	原案可決

7 報告題件名

報告 1	令和 5 年度当初予算の要求状況（教育委員会関係）について
------	-------------------------------

8 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（11月7日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

富樫委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 5 3 号は内容に個人情報が含まれるため、報告 1 は県議会提出前であるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願を審議し、公開の議案第 5 2 号を審議した後、非公開の議案第 5 3 号を審議し、非公開の報告 1 の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

請願 9 臨時休校期間等に部活動を停止することを求める請願について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

請願 9 臨時休校期間等に部活動を停止することを求める請願について
請願について、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 24 日提出 三重県教育委員会教育長

まずは、2 ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほどご紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、臨時休校期間等に部活動を停止することを求めています。

「2 請願の理由」では、三重県立高等学校において、新型コロナウイルス感染拡大に伴って臨時休校措置や自宅学習措置をとる場合、部活動は停止すべきであると記載されております。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表の教育長の意見をご覧ください。県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインにおいて、「臨時休業中は、部活動や補習などの課外活動についても中止する。ただし、部活動の公式大会や進路決定に関わる教育活動などについては、学校医と相談のうえ、教育委員会と協議して参加について決定する」こととしています。

以上のことから、臨時休校期間等に部活動を停止することを求める請願書については、不採択といたしたい。説明は以上です。よろしく申し上げます。

【質疑】

教育長

請願9はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

請願10 職員会議中における部活動の不実施を求める請願について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

請願10 職員会議中における部活動の不実施を求める請願について
請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出 三重県教育委員会教育長

まずは、2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、三重県立高等学校の設置する部活動について、職員会議（学年や校務分掌等を単位とした会議を含む）を開催している最中の部活動の実施をしないことを求めています。

「2 請願の理由」では、職員会議実施の際には、学校長や顧問の教員が部活動の練習場所には不在となることから、安全管理の点から部活動を実施しないことが記載されています。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表の教育長の意見をご覧ください。スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、「運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要」としています。

また、同様に、「三重県部活動ガイドライン」においても、部活動中の指導者の立会については、「安全実施のため、原則、指導者は指導場所で指導する」、「指導者が活動場

所に立ち会えない場合は、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導し、生徒の能力に応じた段階的な活動をさせるなど、安全に配慮することが大切である」としています。

以上のことから、職員会議中における部活動の不実施を求める請願書については、不採択といたしたい。説明は以上です。よろしく申し上げます。

【質疑】

教育長

請願10はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・審議事項

請願11 全日本中学校体育大会の出場資格に部活動ガイドラインの遵守を含めることを求める請願について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

請願11 全日本中学校体育大会の出場資格に部活動ガイドラインの遵守を含めることを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出 三重県教育委員会教育長

まずは2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、全国中学校体育大会の出場資格に部活動ガイドラインの遵守を含めることを求めています。「2 請願の理由」では、全日本中学校体育大会が部活動の大会であることから、部活動ガイドラインを遵守しないチームが出場することは、公平性の保証という観点及び教育上の観点から望ましくないと記載されています。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表の教育長の意見をご覧ください。全国中学校体育大会の参加資格については、日本中学校体育連盟が決定しています。日本中学校体育連盟では、令和3年度から全国大会組織の在り方改革プロジェクトを設置して、全国中学校体育大会の在り方や部活動ガイドラインの遵守について、既に検討しているところです。

以上のことから、全日本中学校体育大会の出場資格に部活動ガイドラインの遵守を含めることを求める請願書については、既に検討されていることから不採択といたしたい。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【質疑】

教育長

請願11はいかがでしょうか。

富樫委員

今回の3件は似たような形の話に見えるんですけども、こういったことの実態調査ってされてるんですか。現場で実際にこういうことが守られてるかとか、そういったことの調査っていうのは定期的に行われて、一方的にこうガイドラインがありますとかそういうわけではなくて、実態があるからこういうふうに上げて来ているような気がするんですけども、その辺の把握っていうのはされてるんですかね。

奥田課長

中学校、高校とも年1回実態調査の方を行っております、それを基に守られているというような判断をしているところです。市町においては、市町教育委員会が実施し、県に情報を上げてもらってますし、県立学校においては、我々の方で5月1日調査という形でやっているところです。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

議案第52号 令和5年度教職員人事異動基本方針について（公開）

（野口教職員課長説明）

議案第52号 令和5年度教職員人事異動基本方針について

令和5年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。

令和4年11月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページの人事異動基本方針案をご覧ください。人事異動基本方針とは、三重県教育ビジョンをふまえ、県民の公教育に対する理解を高め、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むとともに、質の高い学校経営をめざして継続的な改善を一層推進できるよう、積極的・計画的な人事異動を行うために定めたものです。

基本方針は、下記の3点です。「1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。」「2 校長の意見を尊重する。」「3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。」というものです。

続いて2ページ以降をご覧ください。2ページ、3ページが小中学校・義務教育学校の実施要領となります。それから4ページ、5ページが県立学校の要領です。人事異動の実施要領とは、先ほどの人事異動基本方針を受け、教職員の適正配置を図るために定めたものであります。

小中学校・義務教育学校及び県立学校におきましては、それぞれの実施要領に基づい

て、教職員の適正配置を図っていきます。本年度、この基本方針と実施要領に昨年度から変更はございません。

人事異動の具体的なスケジュールについて、簡単にご説明をいたします。本日も審議いただいた後、県立学校長、市町教育委員会を通じて小中学校の学校長へこの内容を周知します。

校長は11月下旬に異動基本方針及び実施要領を所属職員に周知します。各教職員は希望調書を作成し、年内を目途に提出し、その後1月から3月初めに異動作業を行っていき、3月上旬に内示を行います。3月の教育委員会定例会で、管理職の異動については、議題として提案をさせていただき、一般教職員の異動については、報告題として報告をさせていただきます。

私からの説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第52号はいかがでしょうか。

大森委員

2点教えてほしいんですが、1つは先ほどのこの基本方針は、教育委員会関係者、学校関係者だけに通知するのか、広く県民にもWebページとかで公表されるものなのかっていうのがまず1点目で、基本方針ということは民間企業であればよく就職情報誌のWebページにこういうふうな人材を取りますという、ある意味そういう採用とか就職後の人生設計がこうなってますよっていうのと同じだと思うんですけど、最近、Webページ等では、勤続年数とか離職率とか平均年齢とかそういうものも公表されてて、ちょっと話がずれるかも知れないんですけど、よくここで私いつも言わせてもらっている学校の先生のなり手がいない問題にからめて、この基本方針とか実施要領を出す時のエビデンスデータとして、その辺りの入職後3年以内の離職率とか、教職員の平均年齢とかはどうなってるのかなっていうのが、この方針を出すにあたって、どういうデータで見られたのかを教えてください。それと去年と変わり無かったら私も去年見せてもらって言えばよかったんですけど、ちょっと今回そういうデータっていう意味で気になったのが、3ページと5ページの両方とも退職のところなんですけど、早期退職者っていうのはおそらく年齢がありますよね。これは、学校内関係者限りやったら暗黙で分かると思うんですけど、これももしその県民とかが見るのであれば、何歳以上に対して早期退職者を募るのかとしておかないと、これだけ見たらいきなり22、3の先生も早期退職に応募できるのかなと思ってしまうので。教育業界では当たり前の話かも知れないですけど、ちょっと違う方が見たら、えって思うような表現になってるので、その辺をちょっと教えてもらえたら。

水谷班長

この人事異動基本方針及び実施要領については、学校関係者のみに公開しております。もちろんですね、採用におきましては、求める人物像とかその辺りをホームページにも

アップしておりますので、こちらについては内部の資料として取り扱いさせていただいております。

野口課長

採用に関しては、これまでの色々な採用のデータとかそういうデータも含めて出させていただいています。離職率とかそういうのまではちょっと出してなかったと思うんですけども、別途のことでちょっとやらせていただいているということと、それから早期退職については、別に早期退職用の要領っていうのを、これはもう内部だけになりますけれども、通知をさせていただいてですね、それには何歳以上みたいな形で周知をさせていただいているものです。

大森委員

これはもう恒常的に早期退職があると思うんですけど、大体45歳以上という。

野口課長

そうですね。それ以上で1年につき3%とかそれぐらいの率ですね。

大森委員

データに基づいて今回この方針を固められたってことでいいんですよね。ある程度、現状データが変わってないから変更がないという。

野口課長

そうですね。私どもも年齢構成的に50代の方が多くなっていて、そこら辺で年齢構成も適正化していくというようなことがありますので、それでやらせていただいているところです。

大森委員

分かりました。ただ、ブラックっていうイメージが付き過ぎてるんで、実はそんなにっていう話をどんどんやっていってもらって、色々な場所でやってもらった方が良くと思いますけど。

教育長

多分、三重県庁全体あるいは三重県教育委員会が県民の人とか、色々な方にお知らせしている示し方がバラバラになっていることがあると思うんです。人事行政の方針ということで、退職の制度とかに基づいて、退職した人数とか年齢とかっていうのは公開していますし、それから採用者の人数とか平均年齢、平均給料月額はもう全くオープンにしてホームページに載せているんですけども、ちょっと分かりにくいのが、今の我々が教職員になって欲しいっていう立場にしたところですね、そういう対象者の方にデータの出し方としては、もう少しこの方針をどうのこうの以前の話として考えていく必要がある。それから異動方針とは直接関係ないんですけども、やはりこれだけ教職員の

希望が少ないという中で、本当に退職するというのをこういう場所でどう示していくか
ってということは、議論もしたんですけども、ここの制度的な部分としてあるというこ
とと、それから、新規採用職員の確保については、別途しっかりやっていくっていうこ
とをプラスしていくということで、ちょっとここでは整理をさせていただきました。そ
れから、公表については、この会議自体もこの案件も公開でやっていますので、この後こ
れは記者にも他の公開の案件と併せて資料提供しますし、この教育委員会定例会のホー
ムページとしても公開されてて、議案の資料としても公開されております。

大森委員

情に訴える部分も必要なんですけど、ある程度データを応募者に絶えず見えるように
して出してもらおうと分かりやすいと思います。民間企業は非常に見やすくしてますので。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第53号 情報公開請求に係る審査請求に対する裁決について（非公開）

石井教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原
案どおり可決する。

・報告事項

報告1 令和5年度当初予算の要求状況（教育委員会関係）について（非公開）

石井教育財務課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・閉会宣言